

資料 1

生駒市立学校の「指定校の変更」及び「区域外就学」に関する取扱要領の一部を改正する要領

生駒市立学校の「指定校の変更」及び「区域外就学」に関する取扱要領の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 調整区域の設定の項中

「⑧小瀬町の一部（別紙 8）

大中 → 南中」を

「⑧小瀬町（別紙 8）

大中 → 南中」に改める。

別表第 1 の 6 調整区域の設定の項中⑬の次に次のように加える。

⑭壺分町の一部（別紙 14）

壺小 → 南小

大中 → 南中

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日以降の申請から適用する。